

別紙（東北電力ネットワーク株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（12）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金（次項3（1）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①最低料金＝1 契約につき最低料金（次項3（1）の場合）

基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（1）以外の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）以外の場合）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（13）～（18）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。ただし、時間帯別電灯Sを除きます。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤ 割引額＝（①＋②＋③－次項（13）～（16）へ）×割引率

C) 次項3（19）（20）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が5アンペア以下であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が5アンペア以下であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	1 契約につき最初の7キロ時まで	261 円 80 銭
電力量料	上記をこえる1キロワット時につき	18 円 58 銭

ホ 割引率

割引率は10%とします

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単

相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	330 円 00 銭
	15A		495 円 00 銭
	20A		660 円 00 銭
	30A		990 円 00 銭
	40A		1,320 円 00 銭
	50A		1,650 円 00 銭
	60A		1,980 円 00 銭
電力量料金	～120kW	1kWh	18 円 58 銭
	121kWh～300kW	1kWh	25 円 33 銭
	301kW～	1 kWh	29 円 28 銭

ホ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	261 円 80 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接

続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	330円00銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	18円58銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25円33銭
	301kWh～	1kWh	29円28銭

ホ 割引率

割引率は10%とします

（4）よりそう+eねっとバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1契約	275円00銭
	15A		440円00銭
	20A		605円00銭
	30A		935円00銭
	40A		1,265円00銭
	50A		1,595円00銭
	60A		1,925円00銭
電力量料金	～120kW	1kWh	18円58銭
	121kWh～300kW	1kWh	25円33銭

	301kW～	1 kWh	29 円 28 銭
--	--------	-------	-----------

ホ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	206 円 80 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(5) よりそう+ファミリーバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	最初の 3 キロボルトアンペアまで	1 契約	990 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	～400kWh	1kWh	22 円 76 銭
	401kWh～	1kWh	27 円 71 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(6) よりそう+シーズン&タイム

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりとします

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日（閏年の場合は 2 月 29 日までとします）および 12 月 1 日から 12 月 31 日の期間をいいます。

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① ピーク時間

i)夏季ピーク時間

夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

ii)冬季ピーク時間

冬季の毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間をいいます。

iii)その他季ピーク時間

その他季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

② オフピーク時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで	1 契約	2,711 円 50 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき	1kW	605 円 00 銭
電力量料金	夏季ピーク時間および冬季ピーク時間	1kWh	43 円 14 銭
	その他季ピーク時間	1kWh	39 円 22 銭
	オフピーク時間	1kWh	26 円 73 銭
	夜間時間	1kWh	11 円 43 銭

(b) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで	1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき	1kVA	440 円 00 銭
電力量料金	夏季ピーク時間および冬季ピーク時間	1kWh	43 円 14 銭
	その他季ピーク時間	1kWh	39 円 22 銭
	オフピーク時間	1kWh	26 円 73 銭
	夜間時間	1kWh	11 円 43 銭

ヘ 割引率

割引率は 3 %とします

(7) よりそう+ナイト 12

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接

続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a) 約款3条（12）により契約電力を定める場合

① 契約電力が6キロワット以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,958 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 92 銭

② 契約電力が7キロワット以上の場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで		1 契約	2,711 円 50 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき		1kW	451 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 92 銭

(b) 約款3条（7）により契約容量を定める場合

① 契約容量が6キロボルト以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 92 銭

② 契約容量が7キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 92 銭

ヘ 割引率

割引率は10％とします

(8) よりそう+ナイト&ホリデー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 日区分および時間帯区分

(a) 日区分は、次のとおりとします。

① 休日

以下に定める日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日

② 平日

休日以外の日をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① 平日昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

② 休日・夜間時間

平日昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

基本料金	契約容量 3 キロボルトアンペア以下の場合		1 契約	990 円 00 銭
	契約 4 キロボルトアンペア		1 契約	1,320 円 00 銭
	契約 5 キロボルトアンペア		1 契約	1,980 円 00 銭
	契約 6 キロボルトアンペア		1 契約	2,640 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～60kWh まで	1kWh	24 円 02 銭
		61kWh～140kWh まで	1kWh	32 円 78 銭
		141kW～	1kWh	39 円 34 銭
	休日・夜間時間		1kWh	15 円 88 銭

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(9) よりそう+サマーセーブ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が50キロワット未満、または契約容量が50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯区分

- (a) 季節区分は、次のとおりとします。

① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

② その他季

毎年1月1日から6月30日および10月1日から12月31日までの期間をいいます。

- (b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

② 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

- (a) 約款3条（12）により契約電力を定める場合

(ア) 契約電力が6キロワット以下の場合

基本料金	1 契約につき	1 契約	1,958 円 00 銭
------	---------	------	--------------

電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

(イ) 契約電力が 7 キロワット以上の場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで		1 契約	2,711 円 50 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき		1kW	451 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

(b) 約款 3 条 (7) により契約容量を定める場合

(ア) 契約容量が 6 キロボルト以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

(イ) 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

へ 割引率

割引率は 1 0 % とします

(10) ピークシフト季節別時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が 50 キロワット未満、または契約容量が 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものにつ

いても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯区分

(c) 季節区分は、次のとおりとします。

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(d) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

② 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

(ウ) 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	54 円 82 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	20 円 10 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	27 円 41 銭
		231kW～	1kWh	37 円 39 銭

	夜間時間	1kWh	11 円 12 銭
--	------	------	-----------

へ 割引率

割引率は 3 % とします

(11) よりそうビジネス季節別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が 50 キロワット未満、または契約容量が 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(b) その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

基本料金	最初の 6 キロワットまで	1 契約	3,795 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき	1kW	632 円 50 銭
電力量料金	夏季	1kWh	28 円 08 銭
	その他季	1kWh	25 円 53 銭

(b) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

基本料金	最初の 6 ままでキロボルトアンペアまで	1 契約	2,772 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	462 円 00 銭

電力量料金	夏季	1kWh	28 円 08 銭
	その他季	1kWh	25 円 53 銭

へ 割引率

割引率は 10 %とします

(12) 季節別高負荷率電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約電力が50キロワット未満、または契約容量が50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b)その他季

毎年1月1日から6月30日および10月1日から12月31日までの期間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	1 契約	2,772 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	462 円 00 銭
電力量料金	夏季	1kWh	28 円 08 銭
	その他季	1kWh	25 円 53 銭

へ 割引率

割引率は 3 %とします

(13) よりそう+ナイト8

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(c) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(d) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(c) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

① 契約電力が 6 キロワット以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,958 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

② 契約電力が 7 キロワット以上の場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで		1 契約	2,711 円 50 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき		1kW	451 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭

		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

(d) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

① 契約容量が 6 キロボルト以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

② 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

へ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	336 円 60 銭
---------	------------

ト その他割引

割引額については、東北電力株式会社のよりそう+ナイト 8（低圧電気供給実施要綱）によります。

チ 割引率

割引率は 10 %とします

(14) よりそう+ナイト 10

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(c) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

(ア) 契約電力が 6 キロワット以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,958 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭
		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

(イ) 契約電力が 7 キロワット以上の場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで		1 契約	2,711 円 50 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき		1kW	451 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭
		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

(d) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

(ア) 契約容量が 6 キロボルト以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭
		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

(イ) 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭
		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

へ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	336 円 60 銭
---------	------------

ト その他割引

割引額については、東北電力株式会社のよりそう+ナイト10（低圧電気供給実施要綱）によります。

チ 割引率

割引率は10%とします

(15) 時間帯別電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(c) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(d) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量の算定方法は、東北電力株式会社の時間帯別電灯 A（選択約款）によります。

ホ 料金単価

① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

② 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで	1 契約	1,980 円 00 銭
------	----------------	------	--------------

	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	22 円 09 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	30 円 13 銭
		231kW～	1kWh	34 円 83 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 12 銭

ヘ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	336 円 60 銭
---------	------------

ト その他割引

割引額については、東北電力株式会社の時間帯別電灯 A（選択約款）によります。

チ 割引率

割引率は 3 % とします

(16) 時間帯別電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量の算定方法は、東北電力株式会社の時間帯別電灯 B（選択約款）によります。

ホ 料金単価

③ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,430 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭

		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

④ 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～80kWh まで	1kWh	24 円 00 銭
		81kWh～200kWh まで	1kWh	32 円 75 銭
		201kW～	1kWh	37 円 85 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

へ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	336 円 60 銭
---------	------------

ト その他割引

割引額については、東北電力株式会社の時間帯別電灯 B（選択約款）によります。

チ 割引率

割引率は 3 % とします

(17) 時間帯別電灯 S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(c) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(d) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量の算定方法は、東北電力株式会社の時間帯別電灯 S（選択約款）によります。

ホ 料金単価

① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	6,380 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	201kW～	1kWh	40 円 02 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりとします。

1 契約につき	715 円 00 銭
---------	------------

② 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトアンペアまで		1 契約	6,930 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	330 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	201kW～	1kWh	40 円 02 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりとします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	990 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	165 円 00 銭

へ その他割引

割引額については、東北電力株式会社の時間帯別電灯 S（選択約款）によります。

ト 割引率

割引率は 3 % とします

(18) よりそうチョイス スノー&ホーム

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 期間区分および時間帯区分

(a) 期間区分は、次のとおりとします。

① 降雪期間

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日および 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

② その他期間

降雪期間以外の期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① 昼間時間

i) 降雪期間昼間時間

降雪期間の毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。

ii) その他期間昼間時間

その他期間の毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。

② 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力および契約容量

契約容量の算定方法は、東北電力株式会社のよりそうチョイス スノー&ホーム（低圧電気供給実施要綱）によります。

ホ 料金単価

(a) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

① 契約電力が 6 キロワット以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	2,161 円 50 銭
電力量料金	降雪期間昼間時間		1kWh	26 円 73 銭
	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	14 円 31 銭

② 契約電力が 7 キロワット以上の場合

基本料金	最初の 10 キロワットまで		1 契約	2,992 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき		1kW	495 円 00 銭
電力量料金	降雪期間昼間時間		1kWh	26 円 73 銭
	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	14 円 31 銭

(b) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

① 契約容量が 6 キロボルト以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,859 円 00 銭
電力量料金	降雪期間昼間時間		1kWh	26 円 73 銭
	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	14 円 31 銭

② 契約容量が 7 キロボルト以上の場合

基本料金	最初の 10 キロボルトまで		1 契約	2,574 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトにつき		1kVA	429 円 00 銭

電力量料金	降雪期間昼間時間		1kWh	26 円 73 銭
	昼間時間	～70kWh まで	1kWh	26 円 43 銭
		71kWh～170kWh まで	1kWh	36 円 06 銭
		171kW～	1kWh	41 円 68 銭
	夜間時間		1kWh	14 円 31 銭

へ その他割引

割引額については、東北電力株式会社のよりそうチョイス スノー&ホーム（低圧電気供給実施要綱）によります。

ト 割引率

割引率は 10 %とします

（19）低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1,265 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	15 円 95 銭
	上記以外	1kWh	14 円 50 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

へ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（20）よりそうビジネス季特別電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
- (c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(b) その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ヘ 料金単価

(c) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		kW	1,892 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	16 円 80 銭
		その他季	1kWh	15 円 27 銭
	夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

(d) 約款 3 条（7）により契約容量を定める場合

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		kW	1,375 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	16 円 80 銭
		その他季	1kWh	15 円 27 銭

	夜間時間	1kWh	11 円 43 銭
--	------	------	-----------

へ 割引率

割引率は 2 % とします